

地域包括支援センターの誕生

包括的支援事業として、地域における総合的な相談窓口機能や自立生活のための支援（介護予防マネジメント）、虐待の防止やその早期発見などに対応するため、市内を大きく3地区に分け、『地域包括支援センター』を各地区に設置します。

地域包括支援センター担当地区

名称・住所・電話番号		担当地区
地域包括支援センター ふれあい登別 登別東町3丁目1-2 ☎️ 0511		カルルス町、上登別町、登別温泉町、 中登別町、登別東町、登別本町、登別 港町、富浦町、幸町
地域包括支援センター ゆのか 片倉町6丁目9-1 （しんた21内） ☎️ 2106		札内町、来馬町、千歳町、幌別町、新 栄町、常盤町、中央町、柏木町、富士 町、片倉町、新川町、青葉町、桜木町、 川上町、鉾山町、緑町、大和町
地域包括支援センター けいあい 鷺別町2丁目32-1 ☎️ 5005		若山町、富岸町、新生町、栄町、若草 町、鷺別町、美園町、上鷺別町

地域包括支援センターは、これまでの在宅介護支援センターに代わり、介護や福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として活動します。

各センターには、介護サービス計画を作成するケアマネジャーの指導などを行う『主任ケアマネジャー』や、介護に関する相談などさまざまな支援を行う『社会福祉士』、要介護状態にならないための予防や悪化の予防活動を行う『保健師』が設置され、高齢者への総合的な支援を行います。

地域包括支援センターはこんな仕事をします

①介護予防ケアマネジメント業務

要支援1や要支援2と認定された方の『新予防給付』と『介護予防事業』のマネジメントを行い、要介護状態にならないための予防や要介護状態の重症化予防の支援を行います。

②総合相談・支援業務

高齢者の方の介護や健康、福祉、医療、生活に関する相談のほか、その家族の方の介護に関する相談など、制度にとらわれず、幅広い支援を行います。

③権利擁護業務

高齢者に対する虐待の防止やその早期発見のほか、権利擁護を図るため必要な支援を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の皆さんを直接支援するほか、地域のケアマネジャーが円滑に仕事をできるよう支援や指導を行います。

問い合わせ

高齢・介護・障害福祉グループ (☎️ 5720)